

第3章 愛荘町教育行政事務の点検および評価

1. 趣旨

この、点検および評価は、平成19年6月に一部改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的として実施します。

2. 法令根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 実施内容

(1) 教育委員会が、教育に関する事務

および執行状況を点検および評価し、課題や今後の改善方法をPDCAサイクルにより明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図ります。

(2) 点検および評価の結果に関する報告書を作成し、教育委員会定例会において議決するとともに議会に報告します。また、報告書を公表することにより、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ります。

